第三十六条の表第十五条第一項の項中「医師、」を削り、同表第三十条の項中「第二十四条第一項」を「第二十三条の二、第二十四条第一項」に改める。

第三十七条の見出し中「第百六条」を「第百六条ただし書」に改め、同条第一項中「第百六条」を「第百六条ただし書」に改め、同項第三十三号中「当該命令を発する者が定めるもの」を「、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされていないもの」に改め、同条第二項中「第百六条」を「第百六条ただし書」に、「同条」を「同条ただし書」に改め、同項の表中「を発する者が定めるもの」を「の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされているもの」に改める。

第三十七条の二を第三十七条の二の三とする。

第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節　介護医療院

（介護医療院に関する読替え）

第三十七条の二　法第百十四条の八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

医療法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	歯科医師、薬剤師その他の従業者	看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者
第三十条	第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項	介護保険法第百十四条の三、第百十四条の四第一項、第百十四条の五第三項又は第百十四条の六第一項

（法第百十五条第一項ただし書の政令で定める規定等）

第三十七条の二の二　法第百十五条第一項ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

一　第三十七条第一項第一号、第二号及び第四号から第三十二号までに掲げる規定

二　危険物の規制に関する政令の規定

三　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定により同法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約（同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下この号において「旧簡易生命保険法」という。）第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。）についてなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定

四　前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であって、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされていないもの

2　法第百十五条第一項ただし書の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同項ただし書の政令で定める介護医療院は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護医療院とする。

建築基準法及び建築基準法施行令		
	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
建築士法	病院	入所定員十九人以下
	病院	入所定員十九人以下
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令	診療所	入所定員二十人以上
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
がん登録等の推進に関する法律及びがん登録等の推進に関する法律施行令	病院	入所定員一人以上
駐車場法施行令	病院	入所定員十九人以下
消防法施行令	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
水質汚濁防止法施行令	病院	入所定員十九人以下
瀬戸内海環境保全特別措置法施行令	病院	入所定員十九人以下
勅令及び政令以外の命令であって、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされているもの	病院	当該命令を発する者が定めるもの
	診療所	当該命令を発する者が定めるもの

第三十八条第三項第二号中「第百二十二条の二」の下に「、法第百二十二条の三第一項」を加える。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（適用除外とされた者に係る住所地特例の適用に関する読替え）

第五十二条の二　施行法第十一条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百三十四条第一項	第十三条第一項又は第二項	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第三項の規定により読み替えて適用する第十三条第一項又は第二項

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（自立支援等施策の支援に関する交付金）

第一条の四　法第百二十二条の三第一項に規定する交付金は、毎年度、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等（法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この項において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の適正化に関する取組を行う市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組の状況に応じて交付する。

2　法第百二十二条の三第二項に規定する交付金は、毎年度、法第百二十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業を行う都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該支援及び事業に係る取組の状況に応じて交付する。

第六条第五項第一号中「及び地域支援事業」を「、地域支援事業」に改め、「算定した額」の下に「及び法第百二十二条の三第一項の規定による交付金の額の合算額」を加える。

第七条第二項中「第百二十二条の二」の下に「、第百二十二条の三第一項」を加える。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）附則第四条

二　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第三十四条